

お願い

退職報償金の錯誤請求の防止について

(退職報償課)

基金には市町村等から年間5万人分以上の退職報償金の請求があります。これらのなかには、事実の誤認等により請求できないにもかかわらず、誤って請求された事例がしばしば見受けられます。

市町村等が退職報償金の支給事務を的確に行うためには、日ごろから団員の基本データを正確に把握することが必要です。

最近の錯誤請求事例

最近起きた錯誤請求事例は、次のようなものでした。

錯誤事例1 団員記録の引継ぎの不手際

合併前の勤務履歴のなかに退職報償金支給済みの期間が存在していたが、記録が引き継がれていなかったため、合算できない支給済みの過去勤務期間を再入団後の勤務期間に重複して算入した。

錯誤事例2 請求内容の誤りの見落とし

同姓の別人と見誤って請求した。

錯誤事例3 退団取下げの伝達の不手際

退団者リストが幹部団員から提出され、事務担当者は退職報償金の請求事務を進めていた。ところが、そのなかのある団員が引き続き勤務することとなり、退団を取り下げた。このことが事務局に伝わっていなかったため、事務局はそのまま退団処理した。

錯誤請求の防止策

こうした錯誤請求の防止策として、例えば次のようなことが考えられます。これらを参考にして適切な事務処理に努めていただくようお願いします。



ポイント1 (幹部団員に対して) 部下団員の異動の把握と連絡の徹底

ふだん団員と接する機会のある幹部団員は、団員と事務局をつなぐ重要なキー・パーソンです。事務担当者は団員の勤務状況を正確に把握するため、日ごろから幹部団員に対して、部下団員の異動状況の把握と事務局への連絡の重要性を周知徹底します。



ポイント2 団員の正確な基本データの管理と請求システムへの反映

事務担当者は団員の入団や異動、退団の報告を受けたときは、速やかに、かつ正確に請求システムに反映させます。

特に、合併が行われたときや事務担当者の異動があったときには、新旧事務担当者間での引継ぎを確実に行います。支給年限に達して退団した勤務履歴が存在した場合は、当時の消防団員名簿及び本人への事実確認を行います。



ポイント3 請求前の最終チェック

基金に請求する前に、請求内容が正確であるかどうか、最終チェックを行います（次ページに請求前のチェック・リストを掲げましたので、御利用ください。念には念を）。

(参考)

退職報償金請求前のチェック・リスト

チェック項目	チェック欄
① 退団者なのか？ ・退団を取りやめ、引き続き在職していないか。 ・転出先の市町村消防団で引き続き消防団員として勤務していないか。	<input type="checkbox"/>
② 独自階級を設けている場合は、当該独自階級について基準階級への適用が妥当か。	<input type="checkbox"/>
③ 職名を階級名と混同し、独自階級として基準階級に適用していないか（例えば「機関員」などの職名を階級名として誤認していないか）。	<input type="checkbox"/>
④ 勤務年数の算定に当っては、出勤記録簿等により勤務状況を適切に把握しているか。	<input type="checkbox"/>
⑤ 消防団在籍期間のなかで、団員として活動することができなかった期間（例えば、区域外転出や病気療養等の期間）がなかったか。あった場合は、その期間を除算しても勤務年数が支給年限の5年以上あるか。	<input type="checkbox"/>
⑥ 再入団者の場合、過去の勤務期間について退職報償金が支給済みか。支給済みの場合は、再入団以後の勤務年数が支給年限の5年以上あるか。	<input type="checkbox"/>
⑦ 死亡退職の場合で、遺族が支給条例（例）第5条第1項第2号に該当する子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹のときは、死亡団員本人との間に、主としてその収入による生計維持関係があったか。	<input type="checkbox"/>
⑧ 「 ^こ 禁錮以上の刑に処せられた者」等の支給制限に該当しないか。	<input type="checkbox"/>